

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センターの定款第30条に基づき、役員である理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下、「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員は、常勤役員にあつては月額報酬とし、非常勤役員については、日額報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員は、その月の月額全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条第2項の規定に準じて支給する。

2 非常勤役員については、理事会等への出席した際、第5条第2項に示す日額報酬に基づき支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 役員は、一般社団・財団法人法上の社員総会（以下、「総会」という）の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内とする。

2 前項における支給基準は、次のとおりとする。

(1) 常勤の理事は、「県退職者に係る公社等の役員等の人事等に関する取扱基準」（昭和62年12月2日人第542号総務部長通知）に定められた額の範囲内で理事会において決定した額とし、県退職者以外の常勤理事についてもこれに準ずる。

(2) 非常勤の理事の日額報酬

14,000円（前号取扱基準第4第1項第3号の月額を22日で除した日額相当）

(3) 非常勤の監事の日額報酬

14,000円（前号と同様の日額相当）

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第30条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第31条に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(賞与及び退職手当)

第9条 役員である理事及び監事には、賞与及び退職手当は支給しない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センターの設立の登記の日から施行する。